5	(1) 埼玉県川越市大字南大塚151 (109.72) (2) 栃木県栃木市岩出町字角道673―13 (323.10)	北緯35度53分28秒東経139度27分53秒の地点と北緯36度10分09秒東経139度35分38秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
6	(1) 神奈川県厚木市恩名545―1 (71.50) (2) 神奈川県厚木市七沢字奥山3067―ロ (1257.50)	北緯35度26分31秒東経139度21分17秒の地点と北緯35度26分31秒東経139度20分37秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
7	(1) 神奈川県横浜市鶴見区大黒町11―1 (184.70) (2) 神奈川県横浜市中区弁天通1―1 (72.60)	北緯35度28分17秒東経139度40分18秒の地点と北緯35度28分06秒東経139度40分04秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯35度27分13秒東経139度38分57秒の地点と北緯35度26分48秒東経139度38分27秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
8	(1) 神奈川県横浜市鶴見区大黒町11―1 (184.70) (2) 神奈川県川崎市川崎区白石町7―1 (102.80)	北緯35度29分22秒東経139度41分44秒の地点と北緯35度30分04秒東経139度42分41秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
9	(1) 神奈川県鎌倉市大船1765―1 (96.80) (2) 神奈川県藤沢市南藤沢18―10 (54.30)	北緯35度21分00秒東経139度32分34秒の地点と北緯35度20分12秒東経139度29分26秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
10	(1) 富山県富山市桜橋通り3―1 (86.70) (2) 富山県富山市片掛入会地 (486.00)	北緯36度41分49秒東経137度13分03秒の地点と北緯36度40分11秒東経137度13分07秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
11	(1) 富山県富山市桜橋通り3―1 (76.20) (2) 富山県富山市中地山字水上割 (706.00)	北緯36度41分49秒東経137度13分03秒の地点と北緯36度40分37秒東経137度14分24秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
12	(1) 京都府綾部市上八田町菜ヶ戸9 (177.00) (2) 京都府船井郡京丹波町仏主高山117―41 (927.00)	北緯35度21分06秒東経135度15分57秒の地点と北緯35度21分05秒東経135度16分04秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯35度21分05秒東経135度16分04秒の地点と北緯35度21分01秒東経135度16分21秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯35度21分00秒東経135度16分25秒の地点と北緯35度19分15秒東経135度23分46秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯35度19分15秒東経135度23分48秒の地点と北緯35度18分11秒東経135度28分17秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
13	(1) 滋賀県甲賀市水口町春日2638番地 (245.30) (2) 滋賀県甲賀市信楽町宮町 (596.00)	北緯35度00分26秒東経136度08分36秒の地点と北緯35度00分17秒東経136度08分24秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯35度00分16秒東経136度08分24秒の地点と北緯35度00分16秒東経136度08分24秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯35度00分09秒東経136度08分16秒の地点と北緯34度57分23秒東経136度05分09秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

○総務省告示第二百三十九号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百十条の二第四項並びに電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）第八条第二項及び第三項の規定に基づき、昭和四十二年郵政省告示第六百三十二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）等の一部を次のように改正する。

なお、昭和四十六年郵政省告示第九百七十六号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）及び平成十三年総務省告示第七百十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）は、廃止する。

平成二十七年七月二日

総務大臣　山本　早苗

一　昭和四十二年郵政省告示第六百三十二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表三の項から二二の項までを削る。

二　昭和四十六年郵政省告示第八十九号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

表二の項を次のように改める。

二	削除

三　昭和四十八年郵政省告示第九百六十四号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

表三の項を次のように改める。

三	削除

四　昭和五十三年郵政省告示第六百十号（電波法による伝搬障害防止区域を指定する等の件）の一部を次のように改正する。

表六の項中「同右」を「電気供給業務用」に改める。

第二項の表七の項を次のように改める。

五	削除

五　昭和五十四年郵政省告示第五百二十八号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

表一の項及び二の項を次のように改める。

一	削除
二	削除